

掛川市条例第 2 号

掛川市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 2 5 年 2 月 2 8 日

掛川市長

(別紙)

掛川市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例

掛川市議会政務調査費の交付に関する条例（平成17年掛川市条例第209号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
<p><u>掛川市議会政務調査費の交付に関する条例</u> (趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第14項及び第15項の規定に基づき、掛川市議会議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、掛川市議会における会派に対し<u>政務調査費</u>を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(交付対象)</p> <p>第2条 <u>政務調査費</u>は、掛川市議会における会派（所属議員が1人の場合を含む。以下「会派」という。）に対して交付する。</p> <p>(交付額及び交付の方法)</p> <p>第3条 <u>政務調査費</u>は、月額3万円に当該会派の所属議員の数を乗じて得た額とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 月の途中において、議員の任期満了、辞職、失職、除名若しくは死亡、議員の所属会派からの脱会若しくは除名、議会の解散又は会派の異動若しくは解散があった場合におけるこれらの事由が生じた日の属する月に係る<u>政務調査費</u>の月額算定については、これらの事由が生じなかったものとみなす。</p> <p>4 (略)</p> <p>5 <u>政務調査費</u>は、毎月交付する。ただし、会派からの請求に基づき、当該年度に属する月分の<u>政務調査費</u>をあらかじめ一括交付することができる。</p>	<p><u>掛川市議会政務活動費の交付に関する条例</u> (趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第14項及び第15項の規定に基づき、掛川市議会議員の調査研究<u>その他の活動</u>に資するため必要な経費の一部として、掛川市議会における会派に対し<u>政務活動費</u>を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(交付対象)</p> <p>第2条 <u>政務活動費</u>は、掛川市議会における会派（所属議員が1人の<u>もの</u>を含む。以下「会派」という。）に対して交付する。</p> <p>(交付額及び交付の方法)</p> <p>第3条 <u>政務活動費</u>は、月額3万円に当該会派の所属議員の数を乗じて得た額とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 月の途中において、議員の任期満了、辞職、失職、除名若しくは死亡、議員の所属会派からの脱会若しくは除名、議会の解散又は会派の異動若しくは解散があった場合におけるこれらの事由が生じた日の属する月に係る<u>政務活動費</u>の月額算定については、これらの事由が生じなかったものとみなす。</p> <p>4 (略)</p> <p>5 <u>政務活動費</u>は、毎月交付する。ただし、会派からの請求に基づき、当該年度に属する月分の<u>政務活動費</u>をあらかじめ一括交付することができる。</p>

(所属議員数の異動等に伴う調整)

第4条 前条第5項ただし書の規定により政務調査費の一括交付をした場合において、当該年度の途中で政務調査費の交付を受けた会派の所属議員の数に異動が生じたときは、異動が生じた日の属する月の翌月（その日が基準日に当たる場合は、当月）の末日までに、既に交付した政務調査費の額が異動後の所属議員の数に基づいて算定した額を下回るときは当該下回る額を当該会派に追加して交付し、既に交付した政務調査費の額が異動後の所属議員の数に基づいて算定した額を上回るときは当該会派は当該上回る額を返還しなければならない。

2 前条第5項ただし書の規定により政務調査費の一括交付をした場合において、政務調査費の交付を受けた会派が当該年度の途中において解散したときは、当該会派は、解散した日の属する月の翌月分（その日が基準日に当たる場合は、当月分）以後の月分の政務調査費を解散した日から起算して30日以内に返還しなければならない。

(使途基準)

第5条 会派は、政務調査費を別に定める使途基準に従って使用するものとし、市政に関する調査研究に資するため必要な経費以外のものに充ててはならない。

(経理責任者)

第6条 会派は、政務調査費に関する経理責任者を置かなければならない。

2 (略)

(収支報告書等の提出)

第7条 政務調査費の交付を受けた会派の代表者は、政務調査費に係る収入及び支出の報告書（以下「収支報告書」という。）を、別に定める様式により年度終了日の翌日から起算して30日以内に議長に提出しなければならない。

2 政務調査費の交付を受けた会派が解散したときは、当該会派の代表者であった者は、前項の規定にかかわらず、当該会派が解散した日の属する月までの収支報告書を別に定める様式によ

(所属議員数の異動等に伴う調整)

第4条 前条第5項ただし書の規定により政務活動費の一括交付をした場合において、当該年度の途中で政務活動費の交付を受けた会派の所属議員の数に異動が生じたときは、異動が生じた日の属する月の翌月（その日が基準日に当たる場合は、当月）の末日までに、既に交付した政務活動費の額が異動後の所属議員の数に基づいて算定した額を下回るときは当該下回る額を当該会派に追加して交付し、既に交付した政務活動費の額が異動後の所属議員の数に基づいて算定した額を上回るときは当該会派は当該上回る額を返還しなければならない。

2 前条第5項ただし書の規定により政務活動費の一括交付をした場合において、政務活動費の交付を受けた会派が当該年度の途中において解散したときは、当該会派は、解散した日の属する月の翌月分（その日が基準日に当たる場合は、当月分）以後の月分の政務活動費を解散した日から起算して30日以内に返還しなければならない。

(政務活動費を充てることができる経費の範囲)

第5条 政務活動費は、会派が行う調査研究、研修、広報、広聴、市民相談、要請、陳情、会議への参加等の市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他市民の福祉の増進を図るために必要な活動（以下「政務活動」という。）に要する経費に対して交付する。

2 政務活動費は、別表に定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。

(経理責任者)

第6条 会派は、政務活動費に関する経理責任者を置かなければならない。

2 (略)

(収支報告書等の提出)

第7条 政務活動費の交付を受けた会派の代表者は、政務活動費に係る収入及び支出の報告書（以下「収支報告書」という。）を、別に定める様式により年度終了日の翌日から起算して30日以内に議長に提出しなければならない。

2 政務活動費の交付を受けた会派が解散したときは、当該会派の代表者であった者は、前項の規定にかかわらず、当該会派が解散した日の属する月までの収支報告書を別に定める様式によ

<p>り速やかに議長に提出しなければならない。</p> <p>3 前2項の規定により収支報告書を提出するときは、<u>政務調査費</u>の支出に係る領収書その他の当該支出の事実を証する書類の写し（以下「領収書等の写し」という。）を併せて提出しなければならない。</p> <p>（<u>政務調査費</u>の返還）</p> <p>第8条 <u>政務調査費</u>の交付を受けた会派は、その年度において交付を受けた<u>政務調査費</u>の総額から当該会派がその年度において市政の調査研究に資するため必要な経費として支出した総額を控除して残余がある場合は、当該残余の額に相当する額の<u>政務調査費</u>を返還しなければならない。</p> <p>（収支報告書等の保存及び閲覧）</p> <p>第9条 （略）</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当する者は、議長に対し、前項の規定により保存されている<u>収支報告書等の閲覧を請求することができる。</u></p> <p>（1）<u>市内に住所を有する者</u></p> <p>（2）<u>市内に事務所又は事業所を有する個人又は法人</u></p> <p>3 （略）</p> <p>（委任）</p> <p>第10条 この条例に定めるもののほか、<u>政務調査費</u>の交付に関し必要な事項は、議長の定めるところによる。</p>	<p>り速やかに議長に提出しなければならない。</p> <p>3 前2項の規定により収支報告書を提出するときは、<u>政務活動費</u>の支出に係る領収書その他の当該支出の事実を証する書類の写し（以下「領収書等の写し」という。）を併せて提出しなければならない。</p> <p>（<u>政務活動費</u>の返還）</p> <p>第8条 <u>政務活動費</u>の交付を受けた会派は、その年度において交付を受けた<u>政務活動費</u>の総額から当該会派がその年度において市政の調査研究<u>その他の活動</u>に資するため必要な経費として支出した総額を控除して残余がある場合は、当該残余の額に相当する額の<u>政務活動費</u>を返還しなければならない。</p> <p>（収支報告書等の保存及び閲覧）</p> <p>第9条 （略）</p> <p>2 <u>何人も、議長に対し収支報告書等の閲覧を請求することができるものとする。</u></p> <p>3 （略）</p> <p>（<u>透明性の確保等</u>）</p> <p>第10条 <u>議長は、提出された収支報告書等について必要に応じて調査を行う等、政務活動費の適正な運用を期するとともに、その使途の透明性の確保に努めるものとする。</u></p> <p>（委任）</p> <p>第11条 この条例に定めるもののほか、<u>政務活動費</u>の交付に関し必要な事項は、議長の定めるところによる。</p>
--	---

附則の次に次の別表を加える。

別表（第5条関係）

政務活動に要する経費

経 費	内 容
調査研究費	会派が行う市の事務、地方行財政等に関する調査研究及び調査委託に要する経費
研修費	会派が行う研修会等の実施に要する経費及び会派以外のものが開催する研修会等への参加に要する経費
広報費	会派が行う活動及び市政について市民に報告するために要する経費
広聴費	会派が行う市民からの市政及び会派の活動に対する要望及び意見の聴取、市民相談等の活動に要する経費
要請陳情活動費	会派が行う要請又は陳情の活動に要する経費
会議費	会派が行う会議に要する経費及び会派以外のものが開催する会議への参加に要する経費
資料作成費	会派が行う政務活動のために必要な資料の作成に要する経費
資料購入費	会派が行う政務活動のために必要な図書、資料等の購入、利用等に要する経費
人件費	会派が行う政務活動を補助する職員を雇用する経費
事務所費	会派が行う政務活動のために必要な事務所の設置及び管理に要する経費

附 則

- 1 この条例は、公布の日又は地方自治法の一部を改正する法律（平成24年法律第72号）中地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第14項及び第15項の改正規定並びに同項の次に1項を加える改正規定の施行の日のいずれか遅い日から施行する。
- 2 改正前の掛川市議会政務調査費の交付に関する条例（以下「旧条例」という。）の規定により交付した政務調査費については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行前に旧条例の規定によりこの条例の施行の日の属する月分の政務調査費を交付した場合は、当該月分の政務活動費を交付しない。